公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」(令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。)により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分(4月請求分)までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

2. 令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求について 医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分(4月請求分) までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚 生労働省においてその取扱いを検討しています。

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」(令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。)により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分(4月請求分)までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

2. 令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求について 医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分(4月請求分) までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚 生労働省においてその取扱いを検討しています。

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」(令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。)により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分(4月請求分)までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

2. 令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求について 医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分(4月請求分) までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚 生労働省においてその取扱いを検討しています。

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」(令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。)により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分(4月請求分)までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

2. 令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求について 医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分(4月請求分) までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚 生労働省においてその取扱いを検討しています。

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」(令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。)により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分(4月請求分)までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

2. 令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求について 医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分(4月請求分) までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚 生労働省においてその取扱いを検討しています。

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」(令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。)により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分(4月請求分)までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分(5月請求分)以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

2. 令和7年3月診療分(4月請求分)までの請求に係る再審査請求について 医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分(4月請求分) までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚 生労働省においてその取扱いを検討しています。